

皆さまのマイナンバーの提出は 秋ごろを予定しています

健康保険の事務では平成29年1月からマイナンバーを使用します。このため、加入者の皆さまにはマイナンバーを提出いただくこととなります。

すでに事業所(会社)に、提出いただいている方は、事業所から健保組合が取得することとなりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、**任意継続被保険者とその被扶養者の方は、直接健保組合に提出**いただきます。併せてよろしくお願いいたします。



● 事業所に勤務されている方とその被扶養者(家族)の方

事業所(会社)を通じて取得いたします。健保組合に直接マイナンバーを提出いただくことはございません。

被扶養者(家族)の方も事業所経由で取得いたします。

被扶養者のマイナンバーについても被保険者が被扶養者本人のマイナンバーであることを確認されていますので、事業所(会社)経由で取得いたします。

● 任意継続被保険者とその被扶養者(家族)の方

健保組合に直接マイナンバーを提出いただきます。提出方法については、後日お知らせいたします。

健保組合で利用されるまでのスケジュール

平成28年秋ごろ

事業所(会社)経由での健保組合が個人番号を取得

※任意継続被保険者の方は健保組合に直接提出いただきます。

平成29年1月

健康保険の事務で使用開始

- ・各種申請書への個人番号記入欄を追加
- ・マイポータル外の運用が開始され、WEBサイトから自分の個人番号の利用状況が確認可能に

平成29年7月

行政機関と情報連携を開始

- ・健保組合から直接関係機関に所得情報、住民票情報を確認可能に

規程を変更し
マイナンバーに
対応しました

マイナンバーは法律で「特定個人情報」として、厳重に取り扱うことが定められています。当健保組合でもマイナンバーを利用するにあたって規程の改定を行い、特定個人情報の取扱いに対応しました。

● 制度の詳細については内閣官房のWEBサイトをご覧ください。

マイナンバー-社会保障・税番号制度

検索